整理番号	都整－法申－63

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	特定建築者の決定の承認
概　要	個人、組合、再開発会社である施行者は、都市再開発法第99条の3第2項の規定により特定建築者を決定するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法　第99条の3第3項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1　特定建築者の選定にあたって、掲示によつて行うほか主要な関係機関、報道機関等を通じてその旨を周知し、公募によって行われていること。(法第99条の3、都市再開発法施行規則第34条の2) 2　特定建築者となろうとする者が次に掲げる条件を満たした者であること。 (1)特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること(法第99条の3第2項第1号) (2)法第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること(法第99条の3第2項第2号) (3)特定建築者になろうとする者が提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画及び管理処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者としていること(法第99条の3第2項)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000461490.html
備　考	